

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十五号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和四十一年九月奈良県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項第十二号中「第三条第二項」を「第二条第一項第五号」に、「同項」を「同号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。